

鈴鹿医療科学大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

鈴鹿医療科学大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、鈴鹿医療科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

学則に明示されている使命・目的は明確であり、教育研究目的なども簡潔な文章で学生、教職員に理解しやすい工夫がなされている。大学の設立時から医療・福祉のスペシャリストを育成する大学として特色を明示し、チーム医療に必要な、知識や技術を修得するための創意工夫が見受けられる。

また、理事長・学長はリーダーシップを発揮し、医療業界や産業界、地域及び行政とも幅広い連携を取り、大学の使命・目的の達成に向けた活動をしている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを制定し、学生の受入れについて多様な選抜方法を設け、志願者の選択肢を広げる工夫がなされている。また、カリキュラムポリシーを踏まえた教育課程が編成されている。

平成 26(2014)年度から全学的に実施している「医療人底力教育」や、IR(Institutional Research)推進室において教職員協働による退学防止策等を分析の上、その結果などを直ちに入学者選抜や日常の教育活動にフィードバックし、改善に生かしている。

千代崎キャンパス、白子キャンパスともに校地・校舎・施設・設備等の教育環境が適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の設置運営に関する法令を遵守し、組織体制の継続的な改善を行い、経営の規律と誠実性を維持している。ガバナンスの機能性についても、法人と大学側の主要メンバーが参加する「運営協議会」において情報の共有と相互チェックが機能している。大学の意思決定と業務執行を円滑に行う諮問機関「大学協議会」の設置や、事務局長を加えての「学長・副学長ミーティング」の実施など、学長がリーダーシップを発揮し、各部門・副学長からの提案などをくみ上げる体制が整えられ、バランスのとれた運営がなされている。

新学部、新学科の充実に伴い、収支バランスも改善傾向に向くと考えられるが、今後とも支出の抑制を期待したい。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は理事長策定の「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」に基づき、「中期計画(3年)」「活動計画(1年)」の策定と実行のサイクルを基本とし、大学の使命・目的に即して自主的・自律的に実施されている。また、現状把握のため各部署から提出された各種データを確認し、それらに基づく透明性の高い自己点検・評価が行われている。自己点

検・評価の結果はホームページなどで公開されており、学内共有と社会への公表が図られている。

総じて、使命・目的が定められ、地域における医療系大学として重要な役割を果たしている。学修と教授、経営と管理及び財務についても適切に対応しており、特に「医療人底力教育」の実践における教育上の工夫は特筆すべき点である。理事長、学長のリーダーシップのもと鈴鹿医療科学大学は、独自の風土が醸成されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携研究の貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」及び教育の理念「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」を踏まえた使命・目的は、「鈴鹿医療科学大学学則」及び「鈴鹿医療科学大学大学院学則」に具体的かつ明確に示されており、ホームページ、キャンパスガイド、学生便覧などで、学内外に周知されている。

また、学則及び大学院学則に、学部学科・研究科ごとの教育研究目的が簡潔な文章で明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」を教育理念として掲げ、個性・特色が明示されている。

使命・目的及び教育目的は学則に定められ、学校教育法や設置基準等の法令に適合している。

現代医療のニーズに即した人材を育成するため、平成 26(2014)年度に初年次教育の充実を図るとともに、チーム医療に必要な知識や技術を修得するための「医療人底力教育」をカリキュラム展開するなど時代の変化に対応しており、併せて使命・目的及び教育目的の見直しも行っている。

【優れた点】

○平成 26(2014)年度から大学が専門職としてチーム医療に貢献し、社会の現場で活躍できる実践力と倫理観を醸成するために「医療人底力教育」を実施していることは、建学の精神や使命・目的の実践として評価できる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」と「中期計画および活動計画」の策定により、使命・目的が具体化され、入学式や学位授与式、またホームページを通じて、使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的は、理事会・評議員会・教授会などで審議されており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的や、教育研究目的を踏まえ、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」「中期計画および活動計画」が策定され、また、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも使命・目的及び教育研究目的が反映されている。

使命・目的及び教育目的を具現化するため、4学部9学科2研究科で構成され整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを制定し、学生募集要項やホームページに明示するとともに、進学相談会やオープンキャンパス等の機会を通じ、学内外へ周知されている。

学生の受入れ方法については複数の入試区分を設け、志願者の選択肢を広げる工夫がなされており、各学科のアドミッションポリシーに沿った学生の受入れを行っている。また、入試問題に関しては、大学自らが作成している。

収容定員について、一部の学科において定員超過が見られるものの、収容定員充足率の適正化に努めている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

4学部9学科を設置し、医療・福祉分野のスペシャリストの育成を目指すとともに、大学院には2研究科が置かれ、高度専門技術者及び研究者の育成、各分野のリーダーとなり得る人材育成に当たっている。学部・大学院ともに教育目的及びカリキュラムポリシーを踏まえた教育課程編成がなされ、履修登録単位数の上限設定などが適切に行われている。全学共通科目として「医療人底力教育」が体系的かつ総合的に行われている。また、PBL(Project Based Learning)方式や体験型授業を多く取り入れる工夫がなされている。

学生による授業評価アンケート等の調査結果から、評価が高かった教員に対して学長表彰を行い、その教員による講演会の開催や「学生欠席情報共有化システムの構築」等、教授方法の工夫・開発が行われている。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

新カリキュラムの「医療人底力教育科目群」を相互に関連させながら円滑に運営するために、「底力教育推進センター」を設立し、センター長、副センター長、教員、職員による各科目のシラバス、「医療人の基礎知識」「医療人の底力実践」といった教材や補助資料等を作成している。また各時限の運営に必要な研修を実施し、教職員協働での取組みにより円滑な教育の進行、運営がなされている。IR 推進室と「教育改革・改善推進委員会」が連携し、教職員協働による学科単位での退学防止策等の分析を進めている。また、中途退学者、休学者及び留年者への対応策を実施している。TA については、「鈴鹿医療科学大学大学院ティーチングアシスタントに関する内規」に基づき採用・実施することにより、学修支援及び授業支援の充実を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定については学則の定めに従って行われ、進級に関しては「進級要件内規」に基づき判定されている。各学科の卒業要件は学則に明記され、卒業要件に沿って学生の修得単位を確認し、教授会、大学協議会で審議し承認を得ている。大学院修士課程、博士後期課程、4 年制博士課程における単位認定や修了認定、学位論文審査及び学位授与に関しては、大学院学則に定められている。また、詳細な説明が学生要覧に記載され、学生に周知されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

千代崎キャンパスに「就職・キャリア支援課」、白子キャンパスに「白子学生・就職課」を設置し、進路相談、求人管理、就職先データ管理等を行うとともに、ポータルサイトの「就職支援システム」を構築し、学生に求人情報を配信している。また、授業科目に「キャリアプランニング」を設け、福祉施設・病院の関係者を招いての講演を行うなど、教育課程内外におけるキャリア形成支援が行われている。開学以来、国家資格や医療関連資格

に直結した職種に対して安定した就職率を維持しており、進路に関する学生の満足度も高い。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生による授業評価を数値化し、高得点の教員を表彰するとともに、「FD 推進委員会」主催の講演会にて表彰者による講演を行い、全教員がそれを参考に各自の授業に役立てている。

授業評価アンケートの結果から、教育内容・方法及び学修指導等の改善へとつながるサイクルを構築し、評価結果のフィードバックを適切に実施している。また、授業評価及び国家試験合格率をホームページに公開している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

入学に当たっての学業優秀な者を特待生とし、学費の半額を給付する奨学金制度を設けている。

学生に対し生活全般に関するアンケートを実施し、意見や要望については、「学生指導委員会」において教員と事務職員が情報を共有し、学生生活の実態把握と改善を行っている。

また、教員と学生課事務職員で構成される「学生指導委員会」によって、学生の意見・要望に対する分析・検討結果の活用を図っている。

学内に、「健康管理センター」「白子保健室」が配置され、学生が心身ともに健やかに大学生活を送れるようサポートしている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は学部学科・大学院とも必要教員数を上回っており、設置基準を満たしている。臨床現場で活躍する兼任教員の招へい等、教育目的及び教育課程に即した教員確保と配置は適正である。

「鈴鹿医療科学大学教員選考規程」に基づき、教員の採用・昇任が適切に行われている。

「FD 推進委員会」を中心に、定例の FD 講演会や、全教員参加による FD ワークショップ等を実施し、より良い授業実践に向けた改善を行っている。

また、教養教育については「基礎教養教育」と「医療人底力教育」を 2 本の柱とし、それぞれ「基礎教養教育部会」「底力教育推進センター」が組織され、実施のための体制を整備している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

千代崎キャンパス及び白子キャンパスにおいて、教育目的達成のために必要な校地、校舎は設置基準を上回る面積を有している。

また、アンケートをもとに学生の意見などをくみ上げ、施設・設備の改善に反映するなど適切に整備・管理されている。

十分な学修が行えるように、クラスサイズは実験、実習を含め適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」において大学の設置運営に関する法令を遵守し、建学の精神をはじめ、組織体制の継続改善を行い経営の規律と誠実性を維持しており、組織全般と教職員の業務執行はこれらに基づき行われている。

理事会を中心に「運営協議会」「大学協議会」を定例開催し、管理部門と教学部門の連携強化を図るなど、使命・目的実現に向け継続的努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮については、消防訓練の実施、各種省エネルギー活動及び個人情報の保護や、「学校法人鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関する規程」を設け、ホームページ内の学内専用ページにおいて、教職員への周知と啓発活動を行うなど配慮している。

また、教育情報・財務情報については、ホームページや定期刊行物にも掲載し公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は学校法人の最高意思決定機関と位置付けられ、年 5 回の定例開催に加えて、必要に応じて臨時理事会を開催しており、重要事項の審議と決定を行うなど寄附行為に基づき適切に運営されている。

理事、監事、評議員は、学内のみならず幅広い分野の有識者から構成され、高い出席状況のもと寄附行為の定めにとり適切に運営している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正に伴い、学則及び教授会規程等を改定し学長の教

学上の決定権の保持と、権限と責任を担保した。また、大学の意思決定及び業務執行を円滑に行うため、学長の諮問機関として「大学協議会」を設置し、学長、副学長のほか各部門長を構成員とし意思決定が適時・適切に行われている。

学長の補佐体制としては、担当分野別に副学長を3人置き、責任を持って執行する体制を整備するとともに、大学事務局長を加え、「学長・副学長ミーティング」を開催し情報提供や指示を出すなど学長のリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

意思決定については「大学協議会」「運営協議会」を設置し、理事会に上申する体制を整え円滑化を図っている。また、理事長・法人事務局長と学長・大学事務局長の4人で毎週行う定例ミーティングや、法人事務局長・大学事務局長等を構成員とする「事務局会議」を設け、理事会・評議員会等の決定事項を報告するなどコミュニケーションを推進している。

ガバナンスの機能性については「運営協議会」に教学幹部が参加し、法人と大学の情報共有及び相互チェックを行っている。加えて、理事会等での監事の意見陳述は、寄附行為に基づき行われるなど相互チェックが機能している。また、監事の選考及び職務内容に関する規則は、寄附行為に明確に示され適切に選考が行われている。

理事長は、「運営協議会」等の場で自身の構想を伝えたり、「年頭挨拶」で大局的な方針・考えを発信したりするなど、リーダーシップを発揮している。一方で「理事長ミーティング」にて部課長より現状報告や提案をさせるなどボトムアップの体制も整えている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程」により大学事務組織を編制し、大学の改組や業務の効率化に機能的に取り組んでいる。使命・目的達成のため「事務局各課の使命」を明確にすることで権限の分散と責任の明確化が図られている。

管理体制については、事務職員の配置による業務の効率的な執行体制を確保していることに加えて、業務の執行に当たり法人及び大学に事務局を設置し、局長、部課長を配置し上席会議の決定事項等が報告され周知されるなど体制が構築されている。

職員の資質・能力向上のため新卒者対象の研修会をはじめ事務職員の研修体制は整っている。また、チューターとして学生に関与することで専門スキルを磨くなど SD(Staff Development)の効果も出ている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

事業計画・予算調書をもとに、中長期的計画に基づく各部署・各学科のニーズを把握し、費用対効果や経費削減に努め、適切な財務運営を実施している。

薬学部・看護学部の開設に伴い、学生生徒等納付金が増加しており、収支は改善傾向にある。平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度の帰属収支差額は支出超過であったが、平成 24(2012)年度から収入超過に転じている。平成 26(2014)年度は社会福祉法人設立に伴う寄附という特殊な事情で支出超過となったが、特殊事情を勘案すれば、平成 25(2013)年度と同レベルの収支バランスとなっている。平成 27(2015)年度以降は、規模拡大による人件費・物件費・減価償却費・借入利息等の支出の抑制に期待したい。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理を複数人でチェックし、セミナー等を活用しながら OJT による経理課職員のスキルアップを図り、会計処理を適正に実施している。

また、学校法人会計基準の改正に伴い会計システムを一新したが、合同研修会の実施等により適切な対応を行っている。

監事、公認会計士、内部監査部門で適宜監査が実施されていることから、会計監査の体

制整備と厳正な実施体制は整っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は理事長策定の「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」に基づき、「中期計画（3年）」「活動計画（1年）」の策定と実行のサイクルを基本とし、大学ポートレートと並行して進められており、大学の使命・目的に即して自主的・自律的に実施されている。

「自己評価委員会規程」が定められ、自己点検・評価及び認証評価体制が実効性のある評価体制として整備されている。また、法人と教学の連携を更に強化するために、構成員に法人代表として法人事務局長と企画課長が加わっている。

平成 14(2002)年度、平成 20(2008)年度、平成 26(2014)年度と自己点検・評価報告書がまとめられており、自己点検・評価の周期等は適切である。平成 27(2015)年度には「自己評価委員会規程」を改正し、自己点検・評価実施の周期を「中期計画（3年）」と統一し、3年ごとと定めた。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

各部署から提出されたエビデンスを全て確認し、明確なものを点検・評価の根拠としており、透明性の高い自己点検・評価が行われている。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析ができています。自己点検・評価報告書及び大学の自己点検・評価に関する活動内容等は、冊子体やホームページにおいて公開されており、学内共有と社会への公表

は十分図られている。

また、平成 26(2014)年度に設置された IR 推進室が教学に関わるデータの分析を開始したことで、より精度の高い自己点検・評価を実施することが可能となっている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価及び認証評価の結果を大学運営の改善・向上につなげるための仕組みを構築し、かつ適切に機能している。

平成 27(2015)年 4 月の「自己評価委員会規程」の改正により、自己点検・評価のサイクルが「中期計画(3年)」のサイクルと同周期となり、1年ごとの活動計画とともに PDCA サイクルが強化されている。また、新たに設置された「活動計画検討・実行委員会」が実施する改善活動を「自己点検・評価推進ワーキンググループ」がチェックする仕組みとなり、役割分担・機能がより明確となっている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携研究の貢献

A-1 社会連携研究センター

A-1-① 社会連携研究センターの設立

A-1-② 社会連携研究センターの活動実績

【概評】

三重県の「みえメディカルバレー構想」の第 3 期実施計画の一つとして「みえライフイノベーション推進構想」(Mie Life Innovation Promotion:Mie LIP)が策定され、大学が鈴鹿地域の事業拠点「MieLIP 鈴鹿」として指定された。これを担当する組織として「社会連携研究センター」が設けられた。そのセンターの中に、「医療福祉機器開発センター」「医薬品開発センター」「予防医学開発センター」が設けられ、講演会の開催、教育研究シーズ集の公表、化粧品の開発及びロボットスーツの医療・福祉現場への活用などを行っている。これらの取組みは、教育・研究成果の社会への還元として評価できる。

また、中期計画として地域・産学官連携活動の強化に向けた学内基盤を整備するため、地域・産学官連携研究に関する組織づくりを具体化し、社会連携推進の方策を検討している。このように、「社会連携研究センター」は、大学における教育・研究の成果を社会に還元する役割を果たすため、設置当初から継続的に地域の産学官と連携し、大学教員の研究成果をもって地域産業の発展に貢献できるよう取組みを推進しており、実効性も明瞭であ

る。

